

長崎県立大学職業紹介業務に係る個人情報適正管理規程

〔平成20年4月1日〕
規程第26号

(趣旨)

第1条 この規程は、職業安定法(昭和22年法律第141号)第5条の4の規定に基づき、長崎県立大学(以下「本学」という。)の卒業予定者及び卒業生についての無料職業紹介業務(以下「職業紹介業務」という。)において、個人情報を適正に管理するため、必要な事項を定めるものとする。

(個人情報取扱者)

第2条 就職課に、個人情報取扱者を置く。

2 個人情報取扱者は、職業紹介業務担当者である就職課長をもって充てる。

(個人情報の適正管理に関する知識の習得)

第3条 個人情報取扱者は、公共職業安定所からの情報提供及び指導に基づき、個人情報の適正管理に関する正確な知識の習得に努めるものとする。

2 学長は、公共職業安定所から個人情報の適正管理に関する講習会等への出席勧奨があった場合は、個人情報取扱者が出席できるよう配慮する。

(個人情報の開示)

第4条 個人情報取扱者は、求職者等から本人の個人情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人の専攻、有する資格等客観的事実に基づく情報開示を遅滞なく行うものとする。

2 個人情報取扱者は、求職者等から本人の個人情報の訂正請求があったときは、遅滞なく訂正を行うものとする。

(個人情報苦情処理担当者)

第5条 職業紹介業務に係る個人情報に関する苦情を適切に処理するため、個人情報苦情処理担当者(以下「苦情処理担当者」という。)を置く。

2 苦情処理担当者は、就職課長をもって充てる。

3 当該個人情報に係る本人から、個人情報に関する苦情の申出があった場合は、苦情処理担当者は、誠意を持って適切な処置をするものとする。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、職業紹介業務に係る個人情報の取扱いに関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。